

奈良工業高等専門学校感謝状贈呈要項

平成19年3月8日制定

令和2年10月8日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校長（以下「校長」という）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(贈呈)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- 一 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という）の教育、研究の進展について、顕著な貢献をしたもの
- 二 本校の学生及び教職員の福利、厚生の上昇等について、顕著な貢献をしたもの
- 三 その他本校に対する多大な貢献により感謝するにふさわしいと校長が認めるもの

(基準)

第3条 前条に定める贈呈は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- 一 本校におけるクラブ・同好会外部コーチの任用が累計10年以上である者
- 二 奈良工業高等専門学校に対し、累計額100万円以上の寄附を行った個人
- 三 奈良工業高等専門学校に対し、累計額500万円以上の寄附を行った団体
- 四 その他、表彰に足りる特別の事情があると認められる個人及び団体

(決定)

第4条 校長は、第2条に該当するものがある場合は、感謝状の贈呈の可否を検討し、決定する。

2 贈呈を決定したときは、別紙様式による感謝状を贈呈するものとする。

(贈呈回数)

第5条 第2条に定める贈呈は、同一個人又は団体が重複することを妨げない。

(表彰の日)

第6条 表彰は、その都度定める日に実施する。

(事務)

第7条 感謝状の贈呈に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか，感謝状の贈呈に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は，令和2年10月8日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校感謝状贈呈要項実施についての申合せ(平成30年2月8日制定)は，廃止する。

